府議会としての府民の声システムへの参画のあり方

【基本的な考え方】

□「府民の声システム」は、大阪府に府民の声を広く受付け、府政への反映を検討するとともに、事業内容等をわかりやすく府民に伝え、府政への理解・協力を深めることを目的とするもの

□議員は広く住民の意見を聞き、それらを府政へ反映することを主な役割としており、その活動を制限することは議員活動の最も重要な機能を喪失させる恐れがある

□こうしたことから、府議会として「府民の声システム」へ参画するに当たっては、当該システムの目的を十全に達成させるとともに、議員としての活動の主体性を確保することに十分配慮するものとする

【具体的手順】

□議員が府民から府政に関する相談を受け担当部局に話をつなぐ場合、議員が府民の声システムの基準に照らし登録対象となるか否かを判断し、当該府民に伝えるとともに、担当部局に連絡するものとする

〔ケース１　登録対象となる場合〕

　○相談内容が府民の声システム上の「提言、要望、苦情、意見」に当たる場合、議員は担当部局に対して、その旨を伝え、府民の相談内容を伝達する

　○府民が担当部局を訪問（連絡等）した後、登録内容を確認する

　○担当部局は当該登録内容を一定期間後にホームページで公表する

　○府民に対する担当部局における対応は、現行の府民の声システムの例による

〔ケース２　登録対象とならない場合〕

　○相談内容が登録対象となら無い場合、議員はその旨を伝え、府民の相談内容を伝達する

　○府民に対する担当部局における対応は、現行の府民の声システムの例による

　　（訪問後、府民が登録対象となる発言行った場合も同様）

【担　当】

議会事務局総務課

調整グループ　　河谷

内線　３３５２